

平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	4	府省庁名	金融庁
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実		
要望内容(概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 損害保険会社が、異常災害損失の補てんに充てるため、正味収入保険料に積立率を乗じて計算される額を異常危険準備金として積み立てたときに損金算入できる措置について、拡充及び延長すること。</p> <p>・ 特例措置の内容 租税特別措置法第57条の5第1項に定める火災保険等の積立率を現行の100分の4（平成24年度までの経過措置、本則積立率は100分の2）から100分の5に引き上げること及び同7項に定める洗替保証率を、現行の100分の30から100分の40に引き上げること。本則積立率適用残高率も同様。</p> <p>※火災保険等とは、火災・風水害・動産総合・建設工事・賠償責任・積荷・運送の各保険をいう。</p>		
関係条文	<p>地方税法23条、292条 租税特別措置法57条の5、租税特別措置法施行令33条の5、租税特別措置法施行規則21条の12</p>		
減収見込額	<p>(初年度) 0 (－) (平年度) 0 (－) (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 巨大災害が発生した場合にも、損害保険会社が保険金を円滑かつ確実に保険契約者に支払えるよう、損害保険会社の十分な異常危険準備金の積立てを促すことにより、金融サービスの利用者(保険契約者)が安心してそのサービスを利用できること。</p> <p>(2) 施策の必要性 損害保険会社は、火災保険等の引受を通じて自然災害リスクを保有しており、巨大災害に対して円滑かつ確実に保険金支払いを行えるよう、異常危険準備金の積立てを行っている。</p> <p>現行の租税特別措置法において、損害保険会社が積み立てている火災保険等にかかる異常危険準備金のうち、正味収入保険料の4%（積立率）の損金算入、残高について正味収入保険料の30%まで無税積立が認められている。平成23年の東日本大震災、タイ洪水、台風や集中豪雨等の自然災害の増加に際して、積み立ててきた準備金を取り崩すことにより政策目標を達成したが、一方で残高率は過去最低水準となっており、いつ発生するか予測ができない巨大災害に備えるため、早急に十分な準備金残高を回復させる必要がある。</p> <p>本要望は、確実な保険金支払いを確保する観点から、異常危険準備金の積立てを税制面で支援し、被災した国民の生活の再建、早期安定化に寄与するとともに、国民経済の発展に資するものであり、必要不可欠な制度である。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		
		ページ	4—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－１ 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備
	政策の達成目標	巨大災害に係る損害保険会社の保険金支払能力を向上させることにより、国民生活と経済社会の安定に資する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は延長期間	恒久措置を要望
	同上の期間中の達成目標	巨大災害に係る損害保険会社の保険金支払能力を向上させることにより、国民生活と経済社会の安定に資する。
政策目標の達成状況	巨大災害の被害者に対し準備金取崩しにより、円滑かつ確実に保険金の支払いが行われた。なお、これにより平成 21 年度(前回要望時)から平成 23 年度では、火災保険等の異常危険準備金残高が 2,775 億円減少し、積立残高率が 15.9% 下降した。	
有効性	要望の措置の適用見込み	33 社
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	異常危険準備金残高を早期に回復し、必要な準備金残高を確保することにより、確実な保険金支払いを可能にし、被災した国民の生活の再建、早期安定化に寄与するとともに、わが国の経済社会の発展に資することとなる見込み。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	巨大災害が発生した場合にも、損害保険会社が保険金を円滑に保険契約者に支払えるよう、損害保険会社の早期・計画的で十分な異常危険準備金の積立てに寄与するものであり妥当なものである。

税負担軽減措置等の適用実績	直近事業年度損金算入額	
	年度	火災保険等
	平成 21 年度	691 億円
	平成 22 年度	568 億円
	平成 23 年度	658 億円
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	巨大災害が発生した場合にも、損害保険会社が保険金を円滑に保険契約者に支払えるよう、損害保険会社の早期・計画的な異常危険準備金の積立に寄与するものであり、本措置は有効である。	
前回要望時の達成目標	巨大災害に係る損害保険会社の保険金支払能力を向上させることにより、国民生活と経済社会の安定に資する。	
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	巨大災害にかかる保険金支払いに充てるため、計画的に準備金を各損保会社が積み立てているが、これまで以上に巨大災害が発生し、準備金を取り崩して保険金を支払ってきており、損保会社の保険金支払能力向上のため、さらなる準備金の積増しが必要となっている。	
これまでの要望経緯	積立率の引上げ（100 分の 5）については、平成 10 年度税制改正から平成 19 年度税制改正まで継続要望（平成 22 年度税制改正で 100 分の 4 の恒久化を要望）。 洗替保証率の引上げについては、平成 8 年度税制改正から（平成 15、16、20～24 年度は要望せず）要望。	
ページ	4—3	